日常生活自立支援事業の生活相談員とは

**日常生活自立支援事業**は、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送

れるように、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを行い、その生活を支援する事業です。

社会福祉協議会職員の専門員と地域の協力者である生活支援員が支援します。

**生活支援員**は、ご本人の気持ちに寄り添い、福祉サービスの利用援助や銀行での手続き、各種支

払い等の活動を行います。

成年後見制度と法人後見支援員とは

**成年後見制度**とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を保護、支援する ために、家庭裁判所から選任された後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等 を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

**法人後見支援員**は、社会福祉法人等の法人が後見人等として選ばれた、支援を必要とする方の身 上保護、財産管理などの支援活動の一部を行います。

令和7年度

権利擁護支援者養成講座 基礎編Ⅱ

受 講 申 込 書

FAX:0257-22-1441 メール：ks-92@syakyou.jp

申込先：柏崎市権利擁護センター

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）氏 　名 |  |
| 住 所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| ランチボックス | 予約を希望する・希望しない |
| 受講の動機をお聞かせください。また、対象（１）から（３）のどこに該当するかご記入ください | 受講動機：対象番号： |

**【個人情報の取扱いについて】**

申込時に取得した個人情報は、本講座の運営のみに利用するものとし、申込者の同意なしに、

第三者に個人の情報は提供いたしません。